

○財務省告示第七十七号

所得税法施行令(昭和四十年政令第九十六号)第二百十条第五号の規定に基づき、生命保険料控除の対象となる生命共済に係る契約を指定する件(昭和六十二年十二月大蔵省告示第五百十九号)の一部を次のように改正し、平成二十六年分以後の所得税について適用する。

平成二十五年五月三十一日

第一号ホを削り、同号へを同号ホとし、同号トを同号へとする。

財務大臣 麻生 太郎